

(趣旨)

第1条 この規則は、泉南市教育問題審議会条例（平成12年泉南市条例第26号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、泉南市教育問題審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第3条 条例第6条の規定により置かれる専門部会（以下「専門部会」という。）の委員は、審議会の委員をもって組織し、会長が指名する。

- 2 専門部会に、部会長及び副部会長1人を置き、専門部会の委員の互選によりこれらを定める。
- 3 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における協議の状況及びその結果を審議会に報告しなければならない。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替える。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 審議会及び専門部会の会議（本条において単に「会議」という。）は、公開するものとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。
- 3 会議の傍聴については、教育委員会の例による。

(庶務)

第5条 審議会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会及び専門部会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行後最初に行われる審議会の会議の招集及び会長が決定されるまでの審議会の会議の議長は、教育長が行うものとする。

3 この規則施行後最初に行われる専門部会の会議の招集及び部会長が決定されるまでの専門部会の会議の議長は、会長が行うものとする。